

第3章 安心・安全な環境づくり

1、環境づくり

【現状と課題】

●「住まいの場」の環境整備

アンケートの結果においても、『将来の生活について』という設問で「今のままの生活をしたい」との回答が最も多く、次いで「グループホームなどを利用したい」という回答が多くなっています。障がい者が地域で安心して生活できるグループホームなどの「住まいの場」が少ない現状があり、その環境整備が1つの課題となっています。

そのため、障がいがあっても地域で暮らせるよう、安全で安心して生活できる環境をつくる必要があります。

●障がい者に配慮したまちづくりへの取り組み

アンケートの結果において、『外出の時困ること』との設問において、「困ったときにどうすればいいか心配」が最も多く、次いで「階段や段差が多い」となっており、階段や段差が障がい者の社会参加への妨げとなっています。

これまでも、「福岡県福祉のまちづくり条例」や「古賀市交通バリアフリー基本構想」等に基づき、JR古賀駅や千鳥駅周辺、歩道等の整備を計画的に行ってきましたが、引き続き障がい者に配慮したまちづくりに取り組んでいく必要があります。

公共施設や公共交通機関等のバリアフリー化や障がいについての啓発などソフト面の課題についても、ノーマライゼーション*の考え方に立ち、障がい者が地域で安全に安心して生活し社会参加できるよう今後も継続して関係機関や関係部署と連携し取り組んでいく必要があります。

※ノーマライゼーションとは、障がいのあるなしにかかわらず、地域において、ごく普通の生活をしていけるような社会をつくっていくこと

【施策の方向】

(1)「住まいの場」の充実

- ①家庭環境や住宅事情などの理由で自立した生活が困難な人に対して、地域での自立生活を支援するため、「住まいの場」の確保などへの支援に取り組めます。

- ・グループホームなどの整備促進に関する働きかけ

(2) 障がい者に配慮したまちづくり

- ①「福岡県福祉のまちづくり条例」等に基づき、障がい者等に配慮したまちづくりを推進します。
 - ・公共施設や道路の環境整備について、引き続き関係機関や関係部署との連携
- ②心のバリアフリーについても、障がい者の自立と社会参加を促進するため、関係部署と連携を取りながら、周囲の理解や関心を高めることができるような取り組みを行ないます。
 - ・障がいについての理解や啓発
 - ・障がい者用駐車場の利用や点字ブロックの意味などの啓発

2、 情報提供体制の充実

【現状と課題】

●情報提供の充実

アンケート結果において、『福祉サービスの情報源』の設問に対して、「インターネット」、「家族や親族」、「事業所の人」や「行政機関の広報誌」が高くなっています。これまでの行政機関の広報誌に加え、インターネットの普及によりインターネットの活用も増えてきていますが、すべての人がそれらにより情報を得るわけではありません。

障がい者が自ら必要な福祉サービスを選択するためには、さらなる情報提供の充実が求められます。このような状況から、障害者生活支援センター「咲」など日常生活の身近なところでも情報が得られるよう情報提供を充実させる必要があります。

●意思疎通支援の充実

アンケートの結果において、『余暇活動の妨げ』の設問については「友人・仲間がいない」が最も高く、次いで「コミュニケーション」という回答が高くなっています。また、『今の生活での悩み事』については、多くある悩み事の1つに「意思の疎通」があります。社会参加や今の生活をするにあたって、コミュニケーションの支援が求められます。

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者が、自分の意志や要求を的確に伝え、正しく理解してもらえるよう支援していく必要があります。

【施策の方向】

(1) 情報提供の充実

①制度に関する情報や生活上の情報等を継続的に周知します。

- ・広報こがのコーナー「咲からの風」の充実

②地域や関係団体などと連携し、情報提供を充実させます。

- ・地域や関係団体などと連携
- ・「まちづくり出前講座」の実施

(2) 意思疎通支援の充実

①聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため意思疎通が困難な者に対して、手話通訳者などの派遣を行うことにより、コミュニケーションが適切に行えるよう支援に取り組みます。

- ・手話通訳者、要約筆記者等の派遣

②手話奉仕員の養成研修等の実施により、人材の育成・確保を図りコミュニケーション支援の充実に努めます。

- ・手話奉仕員の養成研修等の実施

3、安全・安心の充実

【現状と課題】

●防災・防犯対策の推進

アンケートの結果において、『災害時の避難等』に関して、「一人で避難できない」及び災害時に避難を「介助してくれる人がいない」という回答が共に半数以上を占めています。

大規模災害を想定した場合、特に障がい者にとっては迅速な情報の伝達や適切な避難誘導が望まれます。そのような有事においては、行政等が全てにおいて対応することは困難であるため、家族、地域や障害福祉サービス事業所などが普段から話し合い、適切に対応できる体制を整える必要があります。

また、地域で安心して生活していくためには防犯への対策も必要です。

●消費者トラブルの防止

消費者トラブルに関しては、障がい者に限らず社会問題となっていますが、国民生活センターが作成した「消費生活年報2014」によると、全国の消費生活センターへの相談件数は平成16年度をピークに横ばいに推移している状況です。

障がい者が消費者トラブルに巻き込まれないように関係機関と連携していく必要があります。

【施策の方向】

(1) 防災・防犯体制の充実

- ①関係部署と連携しながら、災害時要援護者避難支援プランに基づき、障がいのある人への防災意識の向上を図り災害時の支援体制の充実に取り組みます。
 - ・地域における避難支援システムの充実
 - ・非常時に安否確認等の支援ができるような日常的な連携の充実
- ②行政や警察などの関係機関と地域や障がい者団体、障害福祉サービス事業所等との連携の促進により犯罪被害の防止に努めていきます。

(2) 消費者トラブルの防止

- ①障がい者が犯罪や悪徳商法などの消費者トラブルに巻き込まれないよう古賀市消費生活センターなどの関係機関との連携を促進し、防止に努めます。